平成２５年（再イ）第３０号
茨城県取手市桜が丘２丁目７番10号
再生債務者　飯田　至彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月10日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２５年（再イ）第８０７号
東京都練馬区上石神井４―２―17
再生債務者　篠原　優樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第８１号
東京都江戸川区西葛西８―11―10―105
再生債務者　舘　　孝行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第４７号
名古屋市南区西又兵ヱ町２丁目10番地の１
再生債務者　瀬口雄一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第５７号
愛知県あま市篠田八反田７番地　スペリア美和201号
再生債務者　平松　孝支
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第４号
川崎市宮前区神木本町２丁目15番13号　グリーンヒルズ向ヶ丘Ａ１
再生債務者　大塚　　円
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月９日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（再イ）第１２号
京都市西京区大枝沓掛町９番地３　藤和ライブタウン洛西205号
再生債務者　八瀬河和広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月10日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再イ）第３２３号
札幌市白石区北郷７条10丁目１番19号　ＭＳタカヒコ102号
再生債務者　工藤真紀子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第６３号
札幌市北区篠路２条１丁目１番17号
再生債務者　嶋崎　広司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第２号
青森県三沢市古間木２丁目177番地11号
再生債務者　池　　幸司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月10日
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（再イ）第１３号
岐阜県郡上市白鳥町長滝150番地
再生債務者　木下　　巧
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月10日　岐阜地方裁判所

平成２６年（再イ）第５号
滋賀県東近江市宮川町683番地42
再生債務者　浜田　義寿
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月10日　大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（再イ）第５号
山口県下松市北斗町２番１―401号
再生債務者　竹林　次男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年７月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年７月10日　山口地方裁判所周南支部

型式適合認定に関する公示

一般財団法人日本建築センター公示第型154号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10第１項の規定により型式適合認定を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の３第１項の規定に基づき、認定を受けた型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類、認定年月日、認定を受けた者の氏名又は名称及び認定番号を次のとおり公示する。
平成26年７月24日
一般財団法人日本建築センター
理事長　松野　　仁
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認定年月日：平成26年２月14日）
雄健工業株式会社
型01Abbd1920021

行旅死亡人

１．本籍・住所・氏名・年齢等不詳
上記の者は、平成25年４月22日午前11時５分頃発見者が宮城県石巻市雲雀野町二丁目15番地３宮城県石巻ブロック災害廃棄物処理業務ＪＶにおいて、震災瓦礫の分別作業を行っていたところ、その瓦礫の中に人骨のような骨片（右上腕骨の一部）を発見したものである。
２．本籍・住所・氏名・年齢等不詳
上記の者は、平成25年８月５日午前７時30分頃発見者が宮城県石巻市潮見町13番地１石巻港雲雀野中央埠頭において、仙台港内の瓦礫撤去を行った後に着岸していた船の甲板上に人骨のような骨片（右上腕骨）を発見したものである。
以上２件、遺体は火葬に付し、遺骨は石巻市無縁故者納骨堂に安置してありますので、心当たりの方は石巻市社会福祉事務所まで申し出てください。
平成26年７月24日
宮城県　　石巻市長　亀山　　紘

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30歳から50歳代の男性、所持金品なし
上記の者は、平成25年３月14日午前11時42分頃、福岡県筑紫郡那珂川町五ケ山237番地国道385号線大野橋から南南東約130メートル先の山中で頭蓋骨のみ発見されたもので、死亡日時は平成21年頃と推定。
身元不明として火葬に付し、遺骨を当町の大徳寺にて保管しておりますので、心当たりの方は当町健康福祉部福祉課まで申し出てください。
平成26年７月24日
福岡県　　那珂川町長　武末　茂喜